

第28回 農業委員会總會參考資料

農業經營基盤強化促進法

第18条第3項 調査書

開催日 平成28年10月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

上富良野農業委員会事務局作成

平成28年10月7日 第28回総会

諮問第 1 号 所6

譲受人（借主） ○○○○法人 ○○○○公社	譲渡人（貸主） ○○○○
----------------------------	----------------

申請内容 所有権移転 ・ 賃貸借権設定 ・ 使用貸借権設定

法第18条の条項	判断理由	要件に該当
第3項第1号 (基本構想適合)	・ 基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合すると認められる。	適合する。
第3項第2号 (全部効率利用)	・ 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける。	適合する。
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・ 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける。	適合する。
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・ 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける。	適合する。
第3項第3号ロ (法人の場合: 事業に常時従事)	・ 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける。	適合する。
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・ 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける。	適合する。
第3項第4号 (共有持分2分の1以上の同意)	・ 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける。	適合する。

注: 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号 (農地利利用集積計画の作成)

法第18条第2項第1号(利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所)に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件